暴力・女性・動物

一 「動物の権利」とフェミニズム――

白石 (那須) 千鶴

はじめに

フェミニズムという言葉が19世紀末にはじめてアメリカで使われて以降、100年余りの歳月が経過した。その間、今日に至るまでフェミニズムの運動及び研究は、社会における男女間の不平等の撤廃を求めて、制度的な権利獲得から制度を支える考え方の問い直しという方向へ向かって活発な議論を展開してきた。現代社会における女性への抑圧や不平等に挑戦し、社会のあり方やシステムの問題性について扱ってきたフェミニズム研究において、動物の処遇を議論することの必要性はほとんど注意を払われてこなかった。しかし、フェミニズムの議論の中で人間以外の存在が全く問題にされなかったわけではない。

女性を劣ったものと扱う近代西洋哲学の価値観が、女性と動物や自然とを同一視する男性中心的な二元論によって構築されたとする批判がなされてきたように、動物と女性の哲学上のかかわりは決して薄くはない。例えば『第二の性』で人間の性の社会的構築性を鋭く指摘したシモーヌ・ド・ボーヴォワール(Simone de Beauvoir)がその著作の中で、女性は動物に近い存在ではなく明らかに人間であり、従って動物との同列扱いは不当であるとする議論を展開していたように、動物の社会的な位置づけについての言及は、少なくとも女性の社会的地位の不当性を示すひとつの負の基準として登場していた。

これまでのフェミニズム研究の蓄積は、今日私たちが関わっている性体制が、決して生物学的な所与の性を根拠として成り立っているような超歴史的システムではなく、歴史的に構築された近代の所産であることを提示している¹。そうした研究成果を踏まえ、現代社会に残存する女性蔑視の観念を問題化することは、女性の地位を少なくとも男性のそれと同等な状態、すなわち本来あるべきものに「回復」させるためにも、依然としてフェミニズム研究のひとつの大きな目的であり続けているといえよう。従って女性蔑視の一因に動物との同一視化が深くかかわっているのであれば、その同一視化の払拭を主眼として両者の切り離しを求めることは当然ともいえる。しかし、他方において、「動物の権利(animal rights)」についての議論が盛んなアメリカでは、動物の処遇を積極的に問題にする「フェミニスト」たちが、自らの立場を「ラディカル・カルチュラル・フェミニズム」(Adams and Donovan 1995, p. 3)と位置づけて、新しい議論を展開し始めている。

「動物の権利」を議論する「ラディカル・カルチュラル・フェミニスト」(本稿ではアニマルライツを唱えるフェミニストと呼ぶ)は、本論で取り上げるように、従来の「動物の権利」を巡る哲学議論や今日の全米規模の動物擁護団体による運動に、フェミニズムの観点が欠如していたことから生じる問題点を鋭く批判し、「動物の権利」論にフェミニストの視座が必要であることを論じている。さらに興味深いことには、フェミニズムの議論にも動物の扱われ方を問題にする視点が不可欠であると説くのであ

る。すなわち、全ての被抑圧者は相互関係を持つはずであり、その被抑圧者の全ての存在が「自由」になるまでどの存在も抑圧から解放されない、従って抑圧からの解放を求めるフェミニズムの理論は、動物への抑圧にも配慮する必要があるというのである。(Adams and Donovan 1995, pp. 1-8) 例えば、とくに本稿三章で取り上げるように、肉食文化における動物への抑圧に「父権」を読み取る独自の批判を展開している。

従来のフェミニズム理論及び「動物の権利」論の両者に新しい観点を取り入れる必要性を提示したこのアニマルライツ論者らは、すでに言及したように、自らを「フェミニスト」と規定して議論を展開している。しかし果たしてフェミニズム理論にとって動物の処遇を問題にすることは、有益なのか。あるいは、フェミニズム理論に動物への配慮が必要であると主張することは可能なのか。少なくともこの二点の問題を検証しなければ、「フェミニスト」の名に値するとはいえまい。さらには、今日私たちの日常生活において、一見すると男女の不平等はおろか「男性権威」を読み取ることも殆ど困難と思われる肉食文化を、「父権的」と批評することは説得力を持つのだろうか。これは非常に興味深い点である。

しかしながらフェミニズムの観点を取り入れた「動物の権利」論の意義は、目新しさや意外性にあるだけでなく、次の二点を指摘できると考える。すなわち第一に、「動物の権利」という概念は、日本では未だ馴染みが薄く、単に動物の問題に過ぎないとされているが、被抑圧者共通の問題と捉える観点により、日本での「動物の権利」の議論の活性化が期待できる点である。第二の意義としてあげられるのは、これまでフェミニズム研究の中で消極的な位置づけにとどまっていた動物を、配慮を受けるべき存在として積極的に議論に取り入れることは、フェミニズム研究にとっても何らかの成果をもたらすのではないかという点である。とくに、仮に全ての被抑圧者が相互関係にあるといえるのなら、女性以外の被抑圧者の問題を考慮に入れないままでは、女性にとっても不利益であるばかりでなく、女性が抑圧者ともなりかねない側面はみのがせないはずである。

例えば肉食文化の問題がそれである。今日これほどまでに肉食が日常化し、しかも肉メニューのみならず、スナック菓子や化粧品、薬に至るまであらゆるものに動物由来物質が使用されている現代社会においては、菜食を実行することは極めて困難な状況である。これはつい最近、日本においても発生した、タンパク質変性物質による人畜共通の感染症(牛海綿状脳症)問題でも明らかになった。化粧品、薬のカプセル等、問題の動物由来成分の多岐に渡る使用により、菜食主義者といわなくとも一般消費者の不安製品回避による安心確保の試みさえ、実は容易でないことが奇しくも判明したのではないか。今や我々の日常は、あらゆる側面において動物を利用することで成り立っている、このことが改めて浮き彫りにされた。こうした状況下では動物に配慮する菜食は、選択の余地さえ残されていないのではないか。しかも菜食主義者を明確に対象とする菜食メニューの供給が不十分な日本においては、肉食の持つメッセージは、もはや選択肢のひとつではなく、食文化の圧倒的へゲモニーとなっている。

これまでフェミニズム研究では取り上げられることのなかった、こうした肉食文化の圧倒的普及の問題性を、抑圧構造の分析課題に加えることは、意識にすら上らないほど当然視されている動物利用の問題性を可視化する貴重な契機と思われる。そこで本論文では、アニマルライツを唱えるフェミニストの議論動向から、「動物の権利」論とフェミニズムの両立の可能性及び問題点について分析することを目的とし、次の三点を中心に議論を展開していきたい。

まず第一に、日本では馴染みのあまりない「動物の権利」論を、アニマルライツを唱えるフェミニストによる批判分析を中心にしながら動的に捉え直したい。すなわち、従来の「動物の権利」論にジェン

ダーバランス、すなわち「男女間の力の均等化」への配慮の観点がいかに欠如していたか、いかに男性中心的要素を持ち、性差別的問題を含んでいたかを示しながら、アニマルライツを唱えるフェミニストが提供する新しい観点から、同論を描き直したい。第二に、女性と動物が共通の被抑圧者であると捉える同論者らによる、動物の道具的使用の象徴的意味としての「暴力性」の分析から、「暴力」の問題を、とくに暴力行為の拡大の連続性に焦点を当てて論ずる。以上二点からアニマルライツを唱えるフェミニストの議論を整理した上で、第三には、同論者の議論を「ベジタリアン・フェミニズム」2と捉え直し、その議論の可能性と問題点を批判分析したい。

人間以外の存在を視野に入れて議論するフェミニズム理論の最近の潮流のひとつに、エコロジカル・ フェミニズムと呼ばれる議論がある。これは1974年にフランスの作家、フランソワーズ・ドボンヌ (Françoise d'Eaubonne) が初めて使った言葉が定着したものであり、環境理論にフェミニズムの観点 を反映させる必要性と有効性が提示された。日本でも『エコロジーとフェミニズム』の著者、青木やよ ひらによって盛んに取り上げられ日本独自の議論も展開されたが、「人間の身体性の回復」を唱えた青 木が、「産む性」としての女性原理を中核に議論展開した点で多くの批判が集まった。。「産む性」の強 調は女性性のひとつの評価であろうが、生殖中心的な性規範に基づく異性愛中心主義にも繋がる恐れを 含む。すなわち性を生物学的所与のものと規定する古典的な性規範の再生産になりうる点に注意したい。 一方、果たして本稿で取り上げるアニマルライツを唱えるフェミニストの議論には、同様の問題はな いだろうか。この点も注意深く分析してゆきたい。例えば、同論者らが自らの議論展開で「フェミニス トの観点」と強調するところにその議論の特徴があるが、その点に留意したい。従って、本稿ではこの 「フェミニスト」という語を使って同論者を表現する。しかし、これは同論者を全フェミニストの総意 を反映した存在と楽観的に捉えてのことではない。例えば第一章で議論するように、同論者達は従来の 「動物の権利」論の問題点として倫理学研究家、ピーター・シンガー (Peter Singer) の議論を批判す るが、他方においてシンガーは、哲学者のメアリー・A・ウォレン(Mary Anne Warren)のような、中 絶擁護派のフェミニストからは支持を得ている¹。今日フェミニズム理論が多岐に渡って展開、発展して いることからもわかるように、フェミニストのシンガーへの評価も一様ではないことも断っておきたい。

1. 従来の「動物の権利」論の動向とその問題点

フェミニズムの議論に動物の処遇への配慮の必要を唱えているのは、フェミニズム理論家、ジョゼフィン・ドノヴァン(Josephine Donovan)及びキャロル・アダムズ(Carol J. Adams)をはじめとする「動物の権利」論者達である。同論者達は、1970年代に道徳哲学の分野で始まった「動物の権利」論の従来の議論に鋭く批判を加えながら独自の「動物の権利」論を展開している。「動物の権利」という言葉は、日本においても1990年代以降の研究シーンにしばしば登場するようになってきている。しかし日本における「動物の権利」の議論は、決して盛んとは言えない。例えば、環境論の文脈で取り上げられるのがほとんどであり、しかも環境問題の解決策としての有用性がないとして、むしろネガティブな評価しか得られていない。そこでまず、「動物の権利」の概念把握のために、アメリカにおける「動物の権利」の研究動向を概観することから始める必要がある。

「動物の権利」という概念の構築にもっとも影響を与えてきた論者として、倫理学研究家、P・シンガーと哲学研究家、トム・リーガン(Tom Regan)をあげなければならない。シンガーは、1975年に

出版された『動物の解放』(Singer 1975) という著作の中で、動物に痛みや苦しみを与えることを道徳 的悪と捉える功利主義的倫理体系を提示し、道徳哲学における動物の位置付けの大胆な変更を試みた。 彼は、家畜動物や実験動物、さらに毛皮製品に使われる動物の処遇を取り上げ、これらの動物が単に道 具として扱われる現状を、スピーシージズム、「種による差別」であると、厳しく批判した。すなわち 痛みや苦しみを与えることは、たとえ人間以外の存在に対しであろうとも、道徳的悪であると論じた。 その現状の全面的解消のヴィジョンとして動物の道具的利用の禁止、すなわち食肉や実験、毛皮及びスポーツ猟等での動物の使用禁止を唱え、「動物の解放」の必要性を論じたのである。

シンガーは物事の善悪を、その行為の結果で決定する行為功利主義の理論体系をとっているため、厳密には権利を重視した議論にはなっていない。そこで、「権利論」として論ずる姿勢を明確にするために、リーガンが、権利の観点を取り入れた議論を展開した。すなわち、功利論では否定的に扱われる個の概念を尊重し、痛みや苦しみの感覚を持つことを「動物の権利」の根拠とする「道徳的客体としての権利(rights of moral patients)」を提示したのである(Regan 1983)。

このように二人の主張は厳密には相違点もあるが、共通していることは、痛みや苦しみの感覚を持つ動物を、道徳的配慮を受けるべき存在として扱うことの必要性を必然性のあるものと論じる試みを行ったことである。さらにこの二人の論者は、感傷から動物愛護を唱えるのではなく、動物への道徳的配慮の必要性を理性的に論じると明確に述べ、それまでの動物愛護運動のスタンスとの違いを強調していた。しかし、彼等の「痛み」への着目は、実は19世紀後半にアメリカで展開された人道主義者達による動物愛護運動でも盛んに取り上げられた観点であり、両者の関連の深さを実証的に分析する歴史研究も出されているで、つまりこれまでの研究成果は、シンガーやリーガンの提示した「動物の権利」論が、彼等自身が強調するほど特異なものではなく、時代の潮流の中で捉え得ることを示している。

しかし19世紀後半の動物愛護運動の流れから「動物の権利」論を捉える歴史家ジェイムズ・ターナー(James Turner)も、愛護運動を展開した白人中産階級の人々の特徴として保守性、穏健的体質を指摘している(Turner 1980)。つまり「動物の解放」を求めて強い抗議のスタイルをとるシンガーらの主張の誕生は、19世紀の人道主義的動物愛護の文脈だけでは捉えきれない違和感が残る。シンガーらの強い抗議の姿勢や、彼等登場以降の多数の動物擁護団体の誕生は、様々な差別の撤廃を求めて展開された1960年代の公民権運動の文脈まで視野に入れて捉えることが必要であろう(Finsen and Finsen 1994)。すなわち愛護と抗議の歴史の文脈の中で、「動物の権利」は、他者への配慮と差別分析の視座として議論されてきたと捉えることができるはずである。

動物への抑圧の解放を唱えたシンガーとリーガン以降、様々な「動物の権利」論の論者達が登場し、シンガーらの提唱したスピーシージズム克服のイデオロギーを継承しつつ、批判修正を加えている。中でもドノヴァンやアダムズを中心とするアニマルライツを唱えるフェミニスト達は、最も明確な批判を展開している。この論者達は、動物に配慮をしない行為や思想に対してのみならず、シンガー及びリーガンの動物擁護論や最近の動物擁護団体の活動についても、その男性中心性、家父長主義性を厳しく批判し、「動物の権利」論に新しい方向性を提示している。

ドノヴァンおよびアダムズをはじめとするフェミニストの動物擁護論者らは、シンガーやリーガンの権利を基盤とする理論(以下権利論アプローチとする)の問題性をフェミニズムの観点から鋭く指摘している。すなわちその権利論アプローチは、理性の時代と呼ばれる17、18世紀の合理主義のイデオロギーを批判しながらもその偏りを反映するものとして、次の三点から批判しているのである。

権利論アプローチは、動物が「痛みの感覚(sentience)」を持つことから人間との共通性、類似性を強調して動物を捉えている。そのためまず第一に、動物が自律した「パーソン」として扱われることの必要性を重視する余り、実際には人間とは異なり対等ではなく、依存の立場にあるはずの動物の社会的特殊性を無視してしまっているという。第二に、この権利論アプローチは、「自律した個人」の背景に、実はその個人をサポートしているネットワークが存在することを見落とすという問題も抱えていると指摘し、さらに権利論アプローチの第三の問題として、人間の情緒による思考活動の価値を否定している点をあげるのである。すなわち動物虐待や搾取の構造が相変わらず存続するのは、「動物の権利」論が情緒軽視という問題を抱えたままで、定量化可能な問題に終始する功利論や抽象的な権利論ばかりを論じているからだと、ドノヴァンらは強く批判するのである。(Donovan and Adams 1995, pp. 14-15)

こうした批判を加えた上で彼女達は、動物と人間の関係の最大の基本を「愛情」と捉える立場に立つことを打ち出し、道徳論で女性特有の道徳性の存在を論じたキャロル・ギリガン(Carol Gilligan)のケアセオリーの再評価を行っている。すなわち平等で自立した行為者の社会を仮想する動物擁護論ではなく、不平等を抱え持った社会を前提とする理論として、ケアセオリーに基づく動物擁護論を提唱するのである(Donovan and Adams)。

ドノヴァンらがギリガンのケアセオリーを取り上げたのは、これまでの動物愛護の運動が、女性を中心として行われてきた歴史的背景を重視してのことである。例えば19世紀後半に展開された動物の生体解剖に反対する運動(Antivivisection movement)や、その後の草の根の動物愛護運動が、女性達によって推進されていたことがあげられる(Buettinger 1997)。従来の「動物の権利」論では否定的に扱われていたこうした情緒による活動を、ドノヴァンは積極的に評価することも目的としているのである。

さらにアニマルライツを唱えるフェミニスト達は、これまでの「動物の権利」擁護活動に、実はセク シズムが潜んでいることも警告するのである。例えば、現代社会の差別構造を分析するアダムズは、 スーパーモデルたちの裸体で表現された毛皮利用廃止キャンペーンのポスターに、セクシズムが明確に 現れていたことを指摘している (Donovan and Adams 1995, pp. 192-3)。「動物の倫理的待遇を求 める会」(PETA)という全米組織の「動物の権利」運動団体がプレイボーイマガジン社と提携して作 成したそのポスターについて、アダムズは、次の二点からその問題性を分析し、従来の動物擁護運動に ジェンダーの観点が欠落している問題を指摘している。すなわち第一の問題は、そのポスターが毛皮を はがれ命を奪われる動物達の苦しみの代わりに、女性の裸体に焦点に当てるという表現方法をとってい るため、動物の苦しみを隠ぺいしてしまっている点であり、第二の問題は、そのポスターにおいて、実 際は苦痛である女性の身体の消費が、快楽を与えるものとして利用されるという、性差別の再生産を 行っている点である。この二点からこのポスターは、性と種の二重の差別構造の再生産に拍車をかけて いるに過ぎないと、厳しく批判するのである。PETA が女性の裸体を使う表現方法をとった背景に は、動物虐待の現状を公の場で提示することが拒否される社会状況があるというスティーヴ・ベイカー (Steve Baker) の指摘 (Baker 2001, p. 225) を踏まえると、その表現方法は、現実直視を拒否する社 会に対応する為の妥協の産物であったと捉えることもできる。しかし、妥協を優先することでジェン ダーバランスへの配慮を欠くという、既存社会の偏見を反映させたままの動物救済では、実は動物救済

従来の「動物の権利」擁護運動のやり方がセクシズムの問題を抱え持ってしまったのは、シンガーや リーガンがそもそもその概念構築に、感傷ではなく理性の議論であることを強調したためとアニマルラ

自体もままならないことをアダムズは論ずるのである。

イツを唱えるフェミニスト達は見るのである。つまり女性の活動や視点を無視し排除したところに起因すると指摘するドノヴァンは、共感や思いやりの観念を今日の動物擁護の議論に積極的にとり入れる必要性と有効性を提示している(Donovan and Adams 1995, p. 15)。これは、実際に19世紀以降の動物愛護活動が多数の女性によって展開されていた歴史的背景をこの動物への配慮の概念に反映させるという研究上の新たな課題を視野に入れての示唆である。

フェミニズムの観点に立って従来の「動物の権利」論や運動を批判するこの論者達も、動物の擁護論の中から権利論そのものを捨象したわけではない。例えば1980年代半ばにすでにシンガーらの権利論を基盤とした動物解放論が持つ理性偏重の二元論的議論の問題を指摘していたマーチ・キール(Marti Kheel)も、今日の社会では戦略として権利概念そのものは必要な産物であると認めている。すなわち権利概念を否定するのではなく、その議論の仕方を問題とするのである。従来の「動物の権利」論が、19世紀後半の女性達による初期の動物擁護の運動が情緒や愛情に依拠していたことを批判して、「理性によって支持できないような情緒に訴えるつもりはない」(Singer 1988, p. xi)と断言していたのに対し、道徳的配慮や権利の付与の議論に情緒を全く抜きにした議論はあり得ないとキールは論じている(Donovan and Adams 1995, pp. 17-33)。

シンガーやリーガンが「動物の権利」論を理性の議論であると強調したことは、それまで運動のなかで扱われるのがほとんどであった動物への配慮の概念を、哲学議論として扱うことを意図したためとも解釈できよう。しかし彼等自身、動物の「痛み」の感覚をその議論の中心においているにもかかわらず理性の議論であることを強調したことは、他者の「痛み」への配慮を情緒思考停止の状態で行うことを要求するに等しく、そこには無理があると言わざるを得ない。情緒による思考活動を過小に扱う偏りから自由でなかったシンガーらのこうした議論では、「痛みの感覚」を持つことは、ことさらに「能力」と評価された。重度の障害を背負う胎児の堕胎を肯定する議論を展開したシンガーがハンディキャップを持つ人々からしばしば激しい抗議を受けるという致命的な問題を残した*ことは、「動物の権利」の議論には直接関係しないが、敢えてあげるなら、こうした「能力」強調の議論傾向に起因すると指摘できるのではないだろうか。

以上のように、動物の処遇を巡る「動物の権利」の議論を、動物以外の被抑圧者全体を視野に入れて議論しようとするドノヴァン及びアダムズらの登場が、「動物の権利」論に新たに重要な方向性を提示する役割を果たしたことは確かである。しかし、他方においてフェミニズムの理論に、動物の処遇への配慮の議論が果たして必要であるのか、有益な議論をもたらすのか。こうした問題は全く別の次元である。

2. 暴力による被抑圧者としての女性と動物

女性が暴力の対象とされ、依然として文化的、社会的に劣った地位にあるという指摘は、すでにフェミニズムの研究でも盛んに議論されてきた。例えばセクシュアリティこそ男女の力の不均衡の根源であると見るラディカル・フェミニズムの論者達は、レイプやポルノグラフィによる女性の身体への暴力の問題を取り上げて、個人の感情や欲望の中に存在する権力構造を分析している。。アニマルライツを唱えるフェミニスト達は、さらに踏み込んだ議論を展開している。すなわち女性への暴力となって現れる性差別の構造は、女性が動物と同一視される二元論的思考の影響を受けていることに起因すると見て、性を巡る権力関係の問題分析に、「種」の枠を越えたパースペクティブを用いる必要性を論じるのである。

例えば家庭内暴力のカウンセラーとして、夫の暴力に苦しむ女性達の現状の聞き取り調査を行ってきたアダムズは、家庭内の暴力がエスカレートしていく時、多くの場合、まず先にその家庭内のペット動物に暴力の鉾先が向けられることを指摘している(Adams and Donovan 1995, pp. 55-84)。すなわち女性と動物の同一視化は、ラディカル・フェミニズムの論者が取り上げたポルノグラフィにおける女性の動物視化の問題以外にも、生活のあらゆる場面で見られる現象であると指摘するのである。こうした指摘からアダムズは、長い歴史の文脈でつくられてきた二元論的思考の影響を受ける社会においては、例えば家庭内での女性や幼児に対する虐待も、動物の虐待を残したままでは、その延長上として起きてしまうと警告するのである。

さらにアダムズは、種のカテゴリーが人種主義的家父長制の一局面として強化されてきたことを指摘する。例えば、キース・トマス(Keith Thomas)は『人間と自然界』の中で、近代西洋哲学が人間と動物の差異化の強調から人間を構成するカテゴリーを強化してきたことを分析している(Thomas 1983, p. 44)。それが同時に男性を構成するカテゴリーの強化でもあったことに着目するアダムズは、女性差別と人種差別の構造が、動物蔑視の感情と複雑に絡みあってその根底をなしていると読み取り、これをセックス・スピーシーズ・システムと名付けて問題化している。すなわち、差別問題の所在の分析には、「種に対する差別」という新たな視点を加える必要性があり、差別の根絶には、セクシズム、レイシズムの克服だけではなく、同時にスピーシージズムの解消も行わなければならないと論ずるのである。(Donovan and Adams 1995, pp. 174 – 8)

さらに、暴力に境界線はないと考えるアダムズは、肉食が日常化している今日の社会における家畜動物の処遇についても、次のように問題化する。食肉となる動物は、我々の食糧となるべくして殺害され、ポーク、ビーフ、ラム等のように生きた動物の元の姿との連想を断ち切るよう呼び名をかえられ、さらには様々な人間の日常の苦境を表す隠喩に使われ、「不在の指示対象」として人間の意識から排除されていく。つまり動物は何の苦痛も感じることなく我々の食卓にのぼっているかのように、あるいは動物の苦痛は取るにたらない些末なこととして不在化されるのである。こうした動物の苦痛の不在化は、動物と同一視化される女性の身体の不在化にも繋がるとアダムズは問題視するのである。その残虐性の存続を可能にするのは、動物の殺害及び解体という行為の残虐性を意識の上で日常から覆い隠す制度があること、さらにその制度を再生産する思考、とくに言語を通した動物のモノ化によるとして、その両面から肉食文化を問題にする必要性を提示するのである(Adams 1990)。

肉食文化を支える社会は、動物の殺害・解体という動物への「暴力」行為を存続させることを前提としなければならない。それは動物への暴力を人間にとっての「快」として肯定することを、我々が意図するとせざるとにかかわらず意味している。そこでその残虐行為を、我々の社会はできるだけ目に触れない形で行うのであるが、これは、動物の苦痛を解消しているのではなく、ただ単に不在化させているに過ぎない。むしろ殺害及び解体を公の場から覆い隠す仕組みをつくることは、動物の苦痛を制度化することであり、同時にそれは差別や暴力、虐待を人間社会に残す余地を与えることになるとアダムズは論じるのである。

こうした観点からアダムズは、人間社会の差別および女性への暴力の問題を解消するためにも、動物の差別克服の実現が必要であると主張し、肉食文化をフェミニズムの視点から批判分析する必要性を論ずるのである。彼女の議論がアニマルライツ研究であることがもっとも強く打ち出されているこの肉食文化分析、ベジタリアニズムのテーマは、従来のフェミニズム研究とは相容れない要素を持ち合わせて

おり、両者の交差は一見容易とは思われない。しかし先にも言及したように、差別の構造が性と人種の他に動物への差別意識が深く絡んで体現されていると見るアダムズは、さらに肉食と男性支配が深く関係していることを分析し、動物の擁護のためだけではなく、男性支配の排除の行為としてベジタリアニズムを位置付けている(*Ibid.* pp. 24-5, 199-202)。

例えば彼女は、西洋思想の中で、肉の分配に家父長的権威付けが行われていたことが、肉が容易に入手可能になった今日では、肉食に対する肯定的態度として、つまり目的は手段を正当化するという父権的態度として脈々と受け継がれていることを読み取るのである。さらにその正当化が動物への虐待を意識から覆い隠す仕組みを社会に抱え持たせていくことに深くかかわることを、彼女は「肉のテキスト」 (*Ibid.* p. 24) と名付けて分析するのである。すなわち、人間以外の生き物のモノ化は生活の一部として必要であるとする考えと、そのための暴力は覆い隠してでも行わなければならないとする思考とが、動物に対する暴力を今日まで継続させるシステムとなっていることを論じ、これを肉食文化の父権制システムとして批判するのである。

健康上の利点から菜食を唱えるベジタリアニズムとは異なり、こうした肉食の行為に父権を読み取ろうとする視点は、女性への差別の構造分析に対する強い関心から出されるものといえる。「女性のみが動物を食することを止めるべきと主張すること自体、肉食という性の政治学を強化することになる」 (*Ibid.* p. 27) というアダムズ自身の言葉にもあるように、もちろんここでのベジタリアニズムは、女性だけに菜食を強いるものではない。しかし女性への差別の克服を主眼とした場合には、肉食の放棄という方向性は、少なくとも次の点で魅力的ではない。

まず第一に、肉という高タンパク物質の栄養摂取の放棄は、栄養学上、むしろ活力増進に逆行することが危惧される。従って、第二に、仮に肉食に家父長制的権威づけがなされているとしても、肉食の脱男性権威というアプローチの模索により肉食の権威づけのジェンダー均衡化を図ればよいとされよう。この二点からみるとベジタリアニズムは、むしろ権力からの疎遠化の印象を与えるのみで、女性差別の克服にとって積極的意味を持たないことが危惧されるのである。しかし実はこれは、女性差別と動物差別の関連性の捉え方の問題である。つまり動物とは切り離して女性差別の克服が可能であるか、あるいは女性と動物の同一視化の脱却が可能であるかという問題に還元される。

従来のフェミニズムの議論では、女性と動物の同一視化の形而上の脱却という方向に焦点が当てられてきたといえよう。例えばラデイカル・フェミニズムの論者らは、女性差別の告発に動物に対する暴力を隠喩に使い、その不当性を訴えるという方法をしばしば採ってきた¹⁰。しかしこれは、動物の虐待に関してはむしろ肯定する行為としての側面があることを把握しておく必要がある。しかもこうした従来のフェミニズムの議論では、肉食による暴力性の再生産と暴力の連続性の問題は、依然として残されたままである。

さらに、実は、肉食の放棄を権力からの遠離りと感じること自体に肉食を価値づける肉食文化というひとつの文化の呪縛が介在していることも指摘できる。例えば肉は日常を力強く生きるパワーの源であり、厳しい競争社会を生き抜くための戦略として必要不可欠であるとする価値観は、まさに肉食を肯定する肉食文化の一種のイデオロギーである。こうした価値観がいかにして形つくられ継承されてきたかを分析することは、既存社会のあらゆるものを文化的構築物と捉えるなら、興味深い分析課題のひとつとなりうるのではないだろうか。

しかも、我々の社会が、深くジェンダーをしるし付けられた文化によって構成されていることを前提

とするなら、肉食文化に内在する男女間の力の不均衡に関する分析は、肉食文化だけがジェンダーフリーでいられたとでも言わない限り、必要な作業ではないだろうか。また肉食の問題は、他方で北半球と南半球の経済格差の観点からの問題提起もなされているので、環境問題、地域問題にとっても無視できないテーマであるとも言えるはずである。従って軽視されるべき問題ではない。

差別や虐待の被抑圧者の救済は、一体化する差別の構造の中から単独に行うのではなく根本的に扱うべきとする観点から見ると、女性差別の問題の解消には、他のあらゆる被抑圧存在の救済が不可欠である。従って女性と動物、さらに後進諸国の諸問題を切り離して扱うことは、むしろ女性にとっての問題解消にも逆効果ということになる。しかし他方、こうした問題の扱い方自体が、過去の不当な二元論的価値体系の再生産に繋がると危惧する声が出されることも十分想定される。

3. 「ベジタリアン・フェミニズム」の可能性/課題

人間以外の存在の「痛み」を問題として始められた「動物の権利」論は、倫理性を中心とする「動物 = 善/人間 = 悪」の善悪構図に立脚した議論を続ける限り、社会の捉え方において一面的であるとの誹りは免れない。しかも「ことの善悪」等を判断する「倫理観」もひとつの社会的構築物である以上、歴史的、社会的背景から切り離して「普遍的なるもの」として議論することには問題がある。しかし、アダムズやドノヴァンらのように動物の処遇の問題を具体的な社会の差別や暴力の問題と捉えて扱う場合においてはむしろ、ことの善悪ではなく、いかにしてその差別や暴力が隠ぺいされながら社会の中で肯定され温存されてきたかを問う糸口となる。フェミニズムの観点は、「動物の権利」論にこうした重要な視点を提供するのに成功したといえるのではないか。

そうした新たな議論の方向性の導入により、さらに、従来の「動物の権利」論及びベジタリアニズムが抱えていた次のような問題点の議論も可能となった。第一に、肉食を拒否しながら菜食はするベジタリアニズムは、野菜も植物という生命であることを無視しているいる点で矛盾しているという問題、第二に、「動物の権利」を議論すること自体、人間が肉食動物である以上、食性に反しているのではないかという問題、あるいは第三に、「動物の権利」を議論することは、私たちの議論が人間中心主義(アンソロポセントリズム)を超えられないものであることを看過してしまうという問題である¹¹。

菜食の欺瞞性に関しては、次のような問いを立てることで議論が開かれる。すなわち、人間が動物を 摂取することと植物を摂取することは、私たちにとって同じ意味でしかないのか、あるいはそれならな ぜ食肉解体所は公の場から隠されているのか、私たちがそれを直視することなしに社会に組み込んでい ることは、いかなる意味作用を持つのか。フェミニストの論者達は、肉食と菜食をこうした問題に還元 させることで差異化し、肉食の社会的意味を可視化したといえる。フェミニズムの観点を取り入れて分 析することは、肉食文化の批評を単なる倫理論以上の議論にすることを可能にしたといえよう。

「動物の権利」と人間の食性の矛盾という批判に関しては、当該集団以外の者からの権利付与の問題と、人間の食性をはじめとする科学言説の捉え方の問題に還元される。今日のように権利の保証が広がった社会においては主張できない存在の諸問題は、新たな重要性を増してきている。家庭内暴力による被抑圧者の問題もその一例と捉えることができる。権利は当事者によって主張されるものに限るとされたのが従来の権利論の議論である(亀山 1995)が、そうした限定にこだわりそこに光を当て続けることは、逆に主張され得ない権利の闇は増す危険性が指摘できる。沈黙したまま抑圧される存在の問題

化は、その抑圧構造に潜むパワーバランスのジェンダー分析というフェミニズムの観点を取り入れることにより、光が当てられるのである。

肉食文化をひとつの文化的構築物と捉えて分析する代わりに、人間を肉食性の動物と捉えることは、科学言説の無批判な踏襲であり、人間を安易に本質化することと同じである。人間の食文化を、人間を肉食動物となぞらえて捉えたがる我々の思考の癖の起源への問いも、生物学をはじめとする科学言説のフェミニズム批評という重要なテーマとなりうるはずであり、同時に肉食文化の抱え持つ暴力性の分析は、安易な本質論化の回避を可能にするのである¹²。

人間中心主義に関しては、これを安易に否定して議論することは、ファシズムにつながりかねないという危険性を持つ。しかも「種差別」という観点も、それを単独で議論するにとどまるなら、人間中心パラダイムにおいては議論の俎上にあげることも困難となる。しかし今回取り上げたアニマルライツを唱えるフェミニスト達は、動物の処遇の問題を人間社会の他の諸問題と切り離さずに捉えて論じたことで、こうしたファシズム化の危険性は十分回避され、議論も可能となったのである。しかしながら他方において、どこまでの議論を人間中心主義の議論にかなったものとして認めるか、あるいはどこまでを人間社会の問題と捉えるかは、議論の余地が残ることである。従って人間中心主義を無視していると批判して議論から排除することが、議論の中身を吟味する前に却下する権力の行使にもなり得ることにも注意を促したい。

従来の「動物の権利」論にフェミニズムの観点を取り入れたことは、上記のような重要な議論の糸口を生み出した点で高く評価できるはずである。これは角度を変えて見れば、同時にフェミニズム理論にとっても有意義な議論を提供したと評価することはできまいか。例えば、我々の肉食文化を支えるための仕組みを敢えて問題化することは、人間を肉食動物と捉える見方をあらためて問い直す視点を提供し、さらに人間の食性を「本性」と捉える安易な本質論から食文化として扱う議論へと導き、さらに動物を食糧として提供することを単なる必要悪として看過することの問題性を暴く契機となる。これは、人間の食性をも社会的構築物と捉え直すことでジェンダー分析の対象とし、無意識化しやすい我々の日常のもっとも基本的な部分のひとつに性差別が潜在化することの問い直しを可能にする観点である。

肉食文化は、安価な食肉の供給により今日の我々の生活の中では当たり前のこととして一般化し、あたかも人間の本性として捉えられがちである。すると次のような解釈も一見成り立つ。すなわち人間が肉食動物である以上、動物を食糧として利用することは当然のことであり、その前提に立つならむしろ動物の殺害及び解体を社会の公の場から覆い隠して行うことは、その残虐性の影響を最小限にとどめるための人間の知恵である、という解釈である。肉食文化の仕組みを人間の本性に根ざしたものと捉えるこうした見方に立つと、ベジタリアニズムは人間の本性を無視し人間中心主義を安易に否定するものとの批判を受けることになろう。

しかしながら肉食文化も単なる文化的構築物である以上、ベジタリアニズムに対する抑圧的批判は、肉食文化をヘゲモニーとする一種の権力行使であり他の文化への抑圧であると言えまいか。しかも肉食を人間の本性とすることは、同時にその本性を満たすための動物の殺害も本来の人間の性質として引き受けることである。すなわちそれは、そうした動物への暴力性をはじめとする、女性や子供あるいは弱者に対する暴力をも人間の本性として認めることである。差別や暴力を克服することを目的とするフェミニズムにとって、暴力性を人間の本性と見る本質論に陥ることは有益とはいいがたい。肉食文化の暴力性や父権性を問題化する「ベジタリアン・フェミニズム」の観点は、フェミニズムの議論においても

新たに重要な議論を提供することになると評価できるのではないだろうか。

しかしフェミニズム理論にとって動物の処遇を議論に持ち込むことの不利益性、あるいは議論の持ち 込み方に関しては、さらに多くの検討が必要と思われる。例えば動物の処遇、社会的位置づけの問題を 女性の問題の議論に含めることが、女性の新たな抑圧になるとするなら、フェミニズム理論にとって不 利益であり不必要である。ここでは次の二点の問題を指摘しておく。

ドノヴァンをはじめとするアニマルライツを唱えるフェミニストらは、理性偏重の二元論的議論に片寄る従来の「動物の権利」論の問題克服のために、ケアセオリーを再評価することを「動物の権利」論に取り入れていた。第一の問題点として、これがともすると女性を「ケアする人」としての存在地位に引き止める新たな要因を提供することになりはしないだろうか。しかもドノヴァンは、動物愛護の活動が愛情で支えられていたことを高く評価し、その活動に携わってきた人々の半数以上が女性であったことを強調するが、そうした捉え方が「愛情」を女性の特性、すなわち「女性らしさ」とする新たな幻想の束縛を女性に押し付けることにつながりはしないだろうか。

第二の問題点として、女性やその他の被抑圧者の問題克服に「動物」という非人間存在をかかわらせて問題の解消をはかることは、被抑圧者となっている人間にとって逆に新たな足枷となるのではないか。しかも動物の社会的位置づけの再考等という困難な課題を女性への抑圧解消の問題に課すことは、フェミニズムの動向を暗礁に向かわせることになりはしまいか。あるいはさらにそうした議論が、被抑圧者と動物を同一視する過去の負の遺産を改めて強化することになりはしないか。こうした問題も検討しなければならない。

ケアセオリーの再評価の問題については、アダムズ自身も次のように言及して注意を促している。ケアの倫理の議論は、西洋家父長制文化における女性の「ケアをする役割」分担を強化するように見られることになりはしまいか。ケアすることが抑圧の下で発展した女性の生き残り術だったとするなら、あるいは女性の権力不足によって必要だったのなら、それを動物との関係の再構築の源として主張することは、さらなる女性の抑圧になりはしまいか、というのである(Donovan and Adams 1995, pp. 171-2)。しかしアダムズはこうした問題を考慮した上で、過去の女性の抑圧局面を表すからという理由で「ケア」の持つ全ての概念を否定してしまうのは間違いであるとして、ケアの概念を積極的に評価する立場をとっている。すなわち、かつて白人男性に限られていた権利保持者の「自律」も、実はそれを支える多くの人々のケアの存在が不可欠であったように、ケアの必要性は今後も形を変えて存在し続けると見るのである。しかしアダムズが、「女性の抑圧が根絶されても女性達はケアすることを完全に捨て去りはしないのではないか、女性の地位が変わってもケアの行為は生き残るのではないか」(Ibid. p. 171)と論じているところにはひとつの問題が指摘できる。

自律した権利保持者で構成される社会を想定する従来の「動物の権利」論を批判して、ドノヴァンらが不平等を抱え持つ社会を想定することの必要性を論じたように、幼児や年輩者あるいはハンディキャップを持つ人々などの存在も社会の重要な構成要員であることを忘れるわけにはいかない。あるいはそもそも何びとも精神的にも肉体的にも常に自律した状態で生活し続けることはあり得ない。従って誰もが相互扶助のネットワークの中でしか存在できないと捉えれば、ケアの必要性はなくなることはない。むしろその必要性の評価が今後は高まるとも想定できる。しかし、かといって「ケア」の役割を女性の特質、あるいは役割とこだわり続けることは、ジェンダーバランスの均衡化に対する配慮に欠ける。ドノヴァンやアダムズの議論はこうした傾向を持つことを指摘したい。

アニマルライツを唱えるフェミニスト達が行った権利論アプローチへの挑戦は、現代正義論に投げかけたフェミニズムの問いの一貫と捉えることもできる。第一波フェミニズムの運動が女性参政権獲得という成果をあげた上でも、なお残された日常レベルの性差別に対決を挑んだ第二波フェミニズムの運動が、「知の枠組み」を女性の視点からの脱構築にまで発展し、正義論や道徳論の男性中心性を糾弾するに至っている。しかもこの女性の視点による「知的批判」が、フェミニズムの「二重の戦略」による両義性を伴ったことはすでにフェミニズム研究及び現代正義論研究においても指摘されている(川本1995)。従ってアニマルライツを唱えるフェミニストの権利論批判にもその不安定さがつきまとうのは半ば、当然かもしれない。

フェミニズムは、既存の「ジェンダー・カテゴリー」を、現状を固定するイデオロギーとして批判、回避しながらも、女性の社会的経験を基盤とする変革を求めてその同じカテゴリーに積極的な意味付けをして使用するという二重の戦略をとらざるを得ない事情を抱えている。すなわちケアセオリーによる「動物の権利」論の再構成やベジタリアン・フェミニズムの観点からの肉食批評において、女性固有のカテゴリーの再評価による分析がそのカテゴリーの現状固定につながりかねないのはこうしたフェミニズム理論の共通の問題でもある。しかしやはりこうした女性の特質の本質論化には十分注意を払う必要があろう。それにも関わらずこの論者らが女性を男性とは異なった特質を持つ存在として捉えることに抵抗を持たないのは、同論者らが「人間中心の理論をこえる展望の提供を目的」(Adams and Donovane 1995. p. 3)とするところに起因することをここで指摘したい。

アニマルライツを唱えるフェミニストらは、動物の問題を女性の問題解決のための議論として的を絞り、フェミニストセオリーに吸収することを是としない。これまで行われてきた様々な人間中心の価値観による動物への搾取をことの外、警戒するためである。(Ibid . pp. 4-5) すなわち、こうした目的からフェミニズムの観点を導入するには、「女性のためではない」ことを強調せざるを得ず、フェミニズム理論の成果を女性の特質として捉え直した上で、動物の処遇を扱うことになるのである。しかしこれはむしろ、動物の問題を扱うこと、あるいはケアすることを女性の領域として固定することになりかねず、その領域から男性を閉め出すことにもなりかねない。こうした領域化は女性にのみならず、動物にとっても誰にとっても実りが小さいのではないか。

しかもドノヴァンは、女性の視点を反映した「動物の権利」論構築のために19世紀後半アメリカの女性達による動物愛護運動に携わった女性の再評価を提唱していたが、その女性とはいかなる人々であったのかについても、注意を払う必要があろう。動物の世話や保護救済を無償で行うことを可能にする生活状況とは、例えば白人中産階級に限られていたのではないか。従って動物愛護の精神を「女性の特質」のひとつと捉えて分析することは、限られた女性の経験を普遍化することに等しく、それは大きな誤謬である。同様の問題は、動物愛護や「動物の権利」を唱える精神を、白人中産階級文化と捉えるべきなのか、もっと広く通用するものと捉え得るのかという問題にもつながる。

フェミニズム研究にとっても、課題が豊富な方がより議論も充実するという楽観的観測だけではなく、被抑圧者の問題を女性に限定せず同じ差別構造にある他の存在をも視野に入れて議論することは、差別の構造を分析する上で決して不利益とは思われない。しかもそうした被抑圧者の存在を女性の問題と一緒に議論することが、過去の二元論的価値観の再生産になるという解釈はあまりに早計であろう。これでは女性の地位向上を目的とするフェミニズムは、女性以外の被抑圧者に対しては沈黙していなければならないことになる。それは抑圧行為者となることを意味する。従ってフェミニズムは積極的に女

性以外の被抑圧者の問題も視野に入れることは望ましいといえまいか。

しかし他方において、その被抑圧者が人間以外の存在である時、もうひとつの問題が派生する。食文化は個人の選択ではあってもその個人の背景を形成する民族的、文化的価値観から切り離しては語れない。従って例えば肉食を動物への抑圧と批判する時、その批判対象を他の文化に向けることには、例えば多文化主義の観点からの問題があることにも注意を要する。少なくとも、肉食文化の暴力性や父権的性質の問題をどれだけ指摘しても、ベジタリアニズムの展望は、飽くまでひとつの選択肢としての存在意義を確立することであろう。

おわりに

本論文で取り上げたアニマルライツを唱えるフェミニスト達が最重視するのは、複数の抑圧要因のうちのいずれがもっとも根本的で重要な問題かを決定してそこに的を絞る議論ではなく、複数の要因を同時に問うことで初めて目的が達成されるとする見方である。これは近年注目を集めているラディカル・デモクラシー論に通じる観点ともいえよう(Mouffe 1993)。しかし本稿で取り上げた論者達のテーマは動物への抑圧解消という、これまでのデモクラシーの議論では対象とされてこなかった問題を取り上げる点で、話は単純には行かない。しかもそうした従来扱われなかった動物の「権利」を議論することで、さらに特殊性が増すため、広い研究関心も引きにくいという問題も抱えている。そうした中、肉食文化のジェンダー分析は、「動物の権利」を文化批評のひとつの視座に還元する重要なテーマのひとつといえよう。しかし現段階では必ずしも十分な議論がなされているとはいいがたい。

例えばアダムズが論じている「肉食文化の父権制システム」が超歴史的な概念として扱われていないか¹³。権力が食物獲得に作用したことの歴史的経過を辿るにとどまる議論は、それではなぜ、どのように肉が優先的に獲得されたのかについての歴史的過程の解析がないままでは、アダムズの意図に反して肉食性を人間の本性とする議論に絡めとられてしまう。肉食文化と父権を結び付けて捉えるアダムズの分析枠組みは、こうした問題を克服できるのか。この点を含めてさらに活発な議論が継続されなければならない。

本稿で取り上げた肉食文化批評は、人間の「暴力性」を本性とするのではなく具体的問題に置き換えて議論する点で評価に値するが、他方において肉食の残虐性批判は、菜食文化からの異文化排除となる問題も含み持つ。この点に関しては、例えば今回取り上げたアニマルライツを唱えるフェミニストらは、自文化批判として西洋文化内部に議論を限定しており、そこからは同論者らの他文化批判への配慮が伺われる。しかし多様な民族背景を持つ人々で構成される多文化的なアメリカ社会においては、自文化批判として西洋文化に議論を限定すること自体、多文化主義に反するという問題を持つ。また、肉食の残虐性を問題にすることが、白人文化の押し付けとして論争を引き起こしている現状もみのがせない。しかしこの問題についての議論は別の機会としたい。

(お茶の水女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程) 掲載決定日: 平成13年12月3日

注

- 1. フェミニズム研究の全体像が明解に示されているものとして、少なくとも次の二冊 (江原、金井 1997; 竹村 2000) があげられる。
- 2. 本稿で取り上げるアニマルライツを唱えるフェミニストらは、すでに言及したように、自らの立場を「ラディカル・カルチュラル・フェミニズム」と表現しているが、この表現からは彼女達の具体的主張が読み取れない。そこで敢えて本論文では「ベジタリアン・フェミニズム」という表現を使った。
- 3. エコロジカル・フェミニズム(エコフェミニズム)については、日本語に翻訳されたものも多数ある。例えば、ダイアモンド、フェマン、オレンスタイン 1994。また簡潔にまとめられたものに、武田 1996、pp. 157-190がある。本稿で取り上げるアニマルライツを唱えるフェミニストらも、エコフェミニズムに深いかかわりを持っており、エコフェミニズムと題されるアンソロジーに論を展開したり、あるいはアダムズ自身が編纂している。しかしのちにドノヴァンがエコフェミニズムの議論自体に父権的側面があると批判していることから、本稿では両者を区別して議論する必要があると判断した。
- 4. アメリカにおける中絶論争については、荻野美穂『中絶論争とアメリカー身体をめぐる戦争』に詳しい。同書の中では、メアリー・A・ウォレンが、胎児が「パーソン」として扱われる権利がないことの判断に、意識や苦痛を感じる能力の有無をあげており、シンガーの論からの影響が強く打ち出されていることがわかる。しかし他方、中絶擁護派のフェミニストの「動物の権利」への評価も様々である。詳しくは、Adams and Donovan 1995, pp. 149-159。
- 5. アニマルライツを唱えるフェミニストによる近年の出版物として、例えば次のようなアンソロジーがある。Adams and Donovan 1995、Donovan and Adams 1996参照。
- 6. 日本における動物の権利論の動向については、拙稿(白石 2001)を参照されたい。
- 7. 例えば、Mighetto 1991、Turner 1980。
- 8. 詳しくはシンガー 1988の附録「ドイツで沈黙させられたこと」を参照されたい。
- 9. 例えばアメリカの作家、ラディカルフェミニストのアンドレア・ドウォーキンは、性暴力およびポルノグラフィによる男性支配を厳しく批判している(Dworkin 1991)。さらにセクシュアリティの問題に関する最近のものとして、ホーン川嶋 1999などがある。
- 10. 例えば、ドウォーキンの著書の中に、ポルノグラフィにおいて、女性が自分の受けた待遇を「肉片」と表現している 記述がある。詳しくは、ドウォーキン、p. 363.
- 11. こうした批判は、例えば日本でなされている「動物の権利」に関する議論に登場する。例えば、亀山 1995、及び、戸田 1998。
- 12. アニマルライツを唱えるフェミニスト研究者による、こうした生物学言説のフェミニズム批判に関しては、例えば Birke 1994のような研究がある。
- 13. この指摘については兼子歩氏(北海道大学大学院博士後期課程)から有益な示唆を頂いたので、ここに謝意を表したい。

参考文献

Adams, Carol J. Sexual Politics of Meat: A Feminist-Vegetarian Critical Theory. 1990. Reprint, New York: Continuum Publishing Company, 2000. [アダムス・J・キャロル『肉食という性の政治学』鶴田静訳、新宿書房、1994]。

——. and Josephine Donovan eds. *Animals and Women: Feminist Theoretical Explorations*. Durham and London: Duke University Press, 1995.

青木やよひ『フェミニズムとエコロジー』新評論、1987年。

Baker, Steve. *Picturing The Beast: Animals, Identity, and Representation*. 1993. Reprint, Urbana and Chicago: University of Illinois Press, 2001.

Birke, Lynda. Feminism, Animals and Science: The Naming of the Shrew. Buckingham and Philadelphia: Open University

Press. 1994.

Buettinger, Craig. "Women and Antivivisection in Late Nineteen-Century America," *Journal of Social History* 30 (1997): 857 – 872.

Diamond, Irene, and Gloria Feman Orensrein eds. *Reweaving the World: The Emergence of Ecofeminism.* San Francisco: Sierra Club Books, 1990. [アイリーン・ダイアモンド、グロリア・フェマン・オレンスタイン編『世界を織りなおす ——エコフェミニズムの開花』奥田暁子、近藤和子訳、學藝書林、1994]。

Donovan, Josephine, and Carol J. Adams eds. *Beyond Animal Rights: A Feminist Caring Ethic for the Treatment of Animals* New York: Continuum, 1996.

Dworkin, Andrea. *Pornography: Men Possessing Women*. New York: Perigge, 1981. [アンドレア・ドウォーキン『ポルノグラフィ』寺沢みずほ訳、青土社、1991]。

江原由美子、金井淑子編『フェミニズム』新曜社、1997年。

Finsen, Lawrence, and Susan Finsen. *The Animal Rights Movement in America: From Compassion to Respect* New York: Twayne Publishers, 1994.

Gilligan, Carol. In A Different Voice: Psychological Theory and Women's Development. 1982. Reprint, Massachusetts: Harvard University Press, 1993.

ホーン川嶋瑤子「言説、力、セクシュアリティ、主体の構築」『ジェンダー研究』第2号 (1999): 3-23

亀山純生「『動物の権利』と動物倫理への基本視点」『日本獣医師会雑誌』48.12 (1995): 929-934.

川本隆史『現代倫理学の冒険.社会理論のネットワーク』創文社、1995年。

MacKinnon, Catharine A. Feminism Unmodified: Discourses on Life and Law. Cambridge: Harvard University Press, 1987. [キャサリン・A・マッキノン『フェミニズムと表現の自由』奥田暁子他訳、明石書店、1993]。

Mighetto, Lisa. Wild Animals and American Environmental Ethics. Tucson: The University of Arizona Press, 1991.

Mouffe, Chantal. *The Return of the Political*. New York: Verso, 1993. [シャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』千葉 真他訳、日本経済評論社、1998]。

荻野美穂『中絶論争とアメリカー身体をめぐる戦争』岩波書店、2001。

Regan, Tom. The Case for Animal Rights, California: University of California Press, 1983.

Singer, Peter. Animal Liberation. New York: Harper & Row, 1975. Reprint, New York: Avon Books Inc., 1990. [ピーター・シンガー『動物の解放』戸田清訳、技術と人間、1988]

-----. In Defense of Animals. New York: Blackwell, 1985. [ピーター・シンガー『動物の権利』戸田清訳、技術と人間、1986]

-----. Practical Ethics. 1993 Reprint, New York: Cambridge University Press, 1999. [ピーター・シンガー『実践の倫理[新版]』山内友三郎他訳、昭和堂、1999]

白石千鶴「日本における『動物の権利』論の問題点と展望—環境論から独立した議論の可能性と意義について」『ヒトと動物の関係学会誌』第11号 (2001): 64-69.

武田一博「エコロジーとフェミニズムをつなぐもの――共生の倫理」尾関周二編『環境哲学の探究』大月書店、1996年。 竹村和子『フェミニズム』岩波書店、2000年。

Thomas, Keith. *Man and The Natural World: Changing Attitudes in England 1500 – 1800*. New York: Pantheon, 1983. [キース・トマス『人間と自然界―近代イギリスにおける自然観の変遷』山内昶監訳、法政大学出版局、1989]

戸田清「アニマルライトと『自然の権利』」自然の権利セミナー報告書作成委員会編『報告日本における[自然の権利] 運動』信山社、1998年。

Turner, James. *Reckoning with the Beast: Animals, Pain, and Humanity in the Victorian Mind.* Baltimore and London: The Jones Hopkins University Press, 1980. [ジェイムズ・ターナー『動物への配慮―ヴィクトリア時代精神における動物、痛み、人間性』斎藤九一訳、法政大学出版局、1994]。